



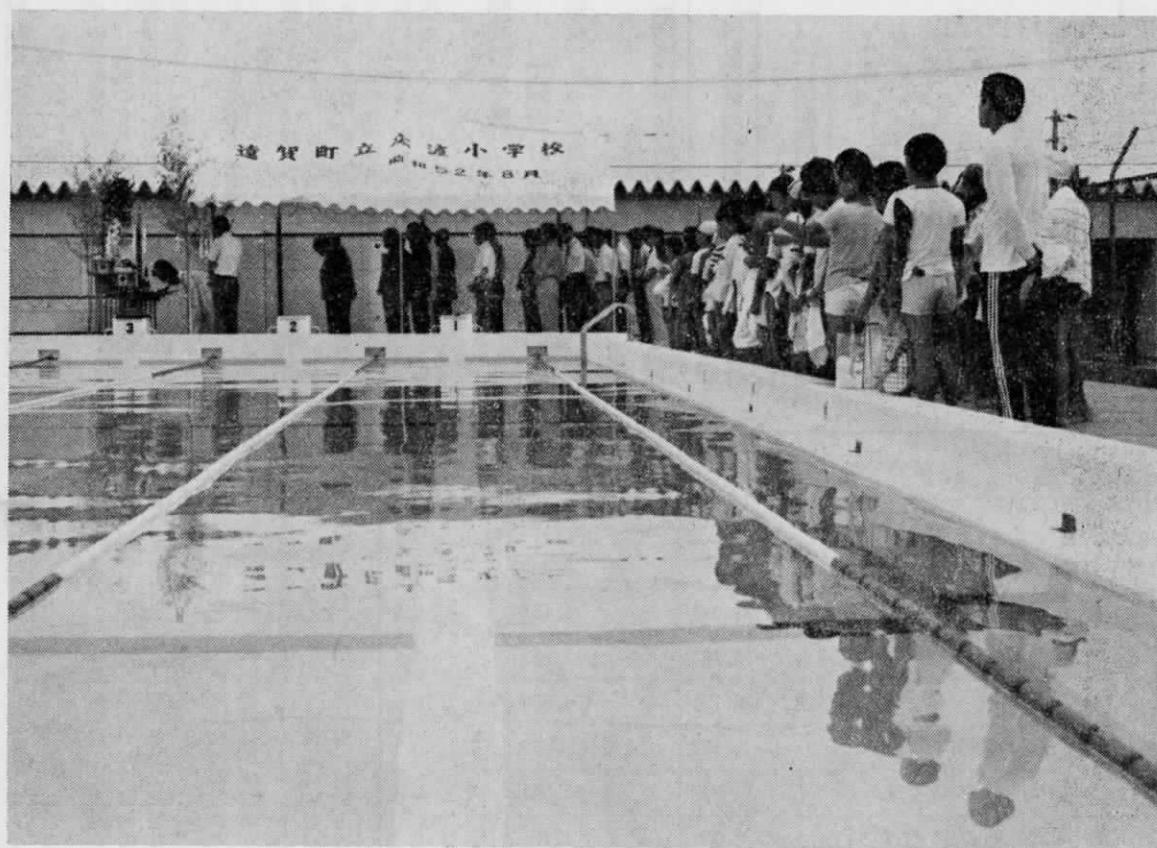
広報おんが

9月号 No.203

発行 昭和52年9月10日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



広渡小学校に待望のプール完成

人のうごき (7月の住民) 基本台帳から

人口	11,378人(+46)
男	5,461(+19)
女	5,917(+27)
世帯数	3,161戸(+9)

()内は前月比

9月の書簡用語
 初秋、新秋、早秋、新涼
 爽秋、秋色、秋気、涼風
 野分、厄日、時雨、秋涼

誕生石 サファイア(慈愛)
 花暦 ふよう(繊細な美)
 ◎ 20日 秋分の日
 ⑮ 11日 彼岸入り
 ① 1日 敬老の日
 ① 1日 十五夜
 ① 1日 防災の日

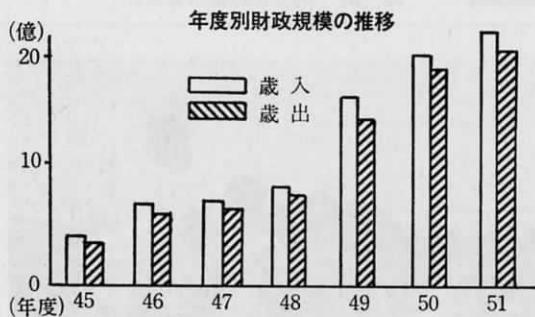
長月(ながつき)
夜長月をつめたもの

9月のこよみ



遠賀町財政事情の公表 (上)

—昭和51年度決算見込額の概況—



**昭和51年度
一般会計の概況**
昭和51年度の当初予算額は、十

六億四千七百七十八万八千円ですが、その後補助事業等の決定や単独事業の施行等により、最終予算額は、二十二億四千八十一万一千円となりました。これに対し決算額は、歳入二十三億六千七百四十一万六千円、歳出二十一億八千五百九十九万三千円で差引残高は一億八千六百八十二万三千円となりました。また、翌年度へ事業に附随した繰越しは大きく、実質収支額は一億八千六百八十二

財政事情の 公表にあたって

今年度の経済状況は、当初の予想に反し、景気の立ち直りは依然低迷状態から脱出しておらず、早く回復することを願っているところです。

収入の状況

万三千円となっています。

一方、昭和51年度遠賀町の財政状況(決算見込額)では、歳入二十三億六千七千円、歳出二十一億八千六千円程になり、財政規模も伸びています。今度、その内容の見込額ができましたので、町民の皆様方にご覧いただき、町政に対する認識を深めていただきたいと思います。

収入総額は二十三億六千七百四十一万六千円、前年に比べると16・7パーセントの増加となっています。

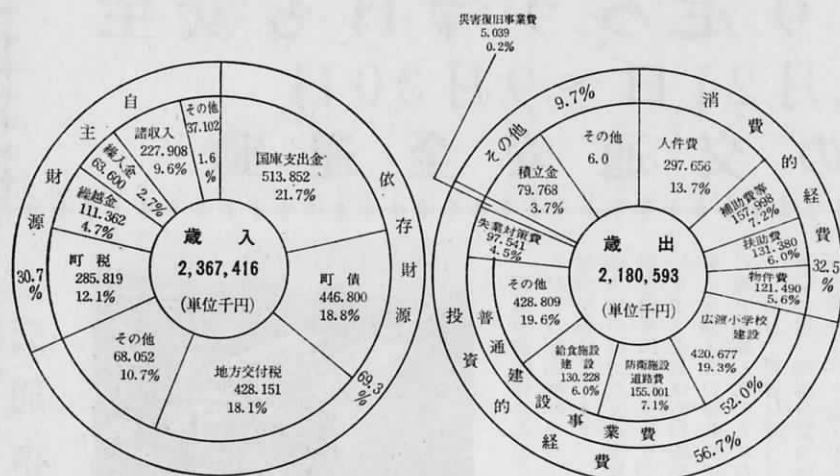
内訳は別表のとおりですが、収入全体のなかで国庫支出金の比重が21・7パーセントと最も高く、次いで町債(18・8パーセント)・地方交付税(18・1パーセント)

の順となっています。収入のなかで前年度に比べて減額になった費目は、繰越金(45・1パーセント減)、町債、分担金及び負担金となっています。収入増としては、昭和49年度に譲渡所得税の増収のため昭和50年度で減額されていた地方交付税が昭和51年度では大きく増加しており、他に県支出金、国庫支出金等が前年に比べて増収しています。

昭和51年度一般会計収入状況表

費目	決算額 (千円)	対前年度増減額 (千円)	構成比 %
1 町税	285,819	36,762	12.1
2 自動車重量譲与税	14,493	5,960	0.6
3 娯楽施設利用税交付金	21,540	1,133	0.9
4 自動車取得税交付金	16,264	△1,352	0.7
5 地方交付税	428,151	194,666	18.1
6 交通安全対策特別交付金	1,452	59	0.1
7 分担金及び負担金	14,303	△38,951	0.6
8 使用料及び手数料	4,034	1,166	0.2
9 国庫支出金	513,852	127,259	21.7
10 県支出金	184,770	135,091	7.8
11 財産収入	21,268	3,235	0.9
12 寄附金	11,800	△4,029	0.5
13 繰入金	63,600	△36,775	2.7
14 繰越金	111,362	△91,641	4.7
15 諸収入	227,908	94,729	9.6
16 町債	446,800	△89,170	18.8
歳入合計	2,367,416	338,142	100.0

昭和51年度一般会計性質別内訳



支出の状況

歳出総額二十一億八千五十九万三千円で、前年に比べて13・7パーセントの増加となっています。これを大別すると消費的経費と投資的経費及びその他に分類することができ、各々の支出構成比は別表のとおりとなっています。

前年度より顕著に増えた費目は、広渡小学校、給食センター等建設のための普通建設事業費(31・9パーセント増)、公債費(77・8パーセント増)が主なものとなっています。

性質別支出状況

区 分	決算額 (千円)	構成費 %
人 件 費	297,656	13.7
物 件 費	121,490	5.6
維持補修費	24,300	1.1
扶 助 費	131,380	6.0
補助費等	157,998	7.2
公 債 費	86,397	4.0
積 立 金	79,768	3.7
投資出費及び貸付金	31,500	1.4
繰 出 金	12,809	0.6
普通建設事業費	1,134,715	52.0
災害復旧事業費	5,039	0.2
失業対策事業費	97,541	4.5
合 計	2,180,593	100.0

一世帯当り 590,615円



住民1人当り



昭和51年度一般会計支出状況表

費 目	決算額 (千円)	対前年度 増減額 (千円)	構成比 %
1 議 会 費	38,167	2,870	1.7
2 総 務 費	256,247	△101,056	11.8
3 民 生 費	219,225	33,546	10.1
4 衛 生 費	67,716	△30,584	3.1
5 労 働 費	98,501	3,484	4.5
6 農林水産業費	170,321	125,841	7.8
7 商 工 費	12,008	△41	0.6
8 土 木 費	480,360	60,610	22.0
9 消 防 費	54,757	2,358	2.5
10 教 育 費	691,855	122,807	31.7
11 災害復旧費	5,039	5,039	0.2
12 公 債 費	86,397	37,807	4.0
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
歳 出 合 計	2,180,593	262,681	100.0

一般会計住民負担の状況

ゆっくり走ろう今日も安全

9月21日～9月30日

秋の交通安全運動

交通事故の現状



千代丸の横転事故

おつりがくるだけの事故が発生していますし、傷者にいたっては約三万五千人、つまり町民一人が年3回以上ケガをした計算になるほどの多数です。

発生した事故の特徴
発生する交通事故の特徴を調べてみると

▽未青年者層の事故率が高い
年令別では20歳代の死者数が全体の約26パーセントと最も多いのですが、構成人口当りの死傷者は16歳以上20歳未満の未成年層がトップを占めています。

▽歩行者、自転車利用者の死者が全体の約52パーセントを占めています。

いわれる交通弱者といわれる人達の事故が156件発生しています

▽「車対歩行者事故」の大部分は横断中の事故
道路を横断中の事故が全体の74パーセントを占め、とくに横断歩道を横断中の事故が発生件数で15パーセント、死者で18パーセントを占めています。ドライバーの歩行者保護思想の徹底を図るとともに、歩行者自身も安全を確認して横断するようにしなければなりません。

▽車どうしの事故の52パーセントが「追突」と「出合頭衝突」
いづれもドライバーの注意一つで防げるものです。基本的交通

ルールを守らなければなりません。

▽車両単独事故は電柱衝突が最も多い
路外転落事故がこれについています。

▽速度、酒酔い運転による致死率が高い
単独事故の大部分は、スピードの出しすぎが原因で、とくに夜間や郊外で多発しています。

▽速度違反による事故は4件に一人の割合で尊い命が失なわれています。

秋の交通安全運動の重点目標

このような状況の中で、今年も9月21日(水)から9月30日までの10日間、秋の交通安全運動が一斉に実施されます。

今回の安全運動の重点目標は▽シートベルト着用

▽歩行者、自転車利用者、特に子どもと老人の事故防止

▽夜間における交通事故防止

▽踏切事故の防止

▽飲酒運転の追放
などにです。

特に飲酒運転は、折尾署管内で毎月約200人程が検挙され、その中には必ず町内の人の名前があります。飲酒運転による事故は大きくならず。酒を飲んだら運転しない、運転者には酒を飲ませないを實行しましょう。

交通事故をなくすためには、皆さん一人一人に事故をなくそうという自覚を持っていただく必要があります。昨日の他人事が今日は自分自身にふりかかってこないように、愛するわが子を、夫を、妻を、親を失なわないように。交通事故のない明るい社会を作るため、秋の交通安全運動に皆さんのご協力をお願いいたします。



1日1円で最高90万円の見舞金

交通共済に加入しましょう

1日わずか1円の掛金で、最高90万円の見舞金を受けられるこの交通共済制度は、皆さんから僅かな掛金を出していただいて、不幸にして交通事故にあわれた方々のお役にたてていただくという相互扶助を基本にしている共済制度です。

遠賀町ではすでに3911人の方が加入されておられます。これは町の人口の約35パーセントに当ります。

交通事故で見舞金を受取るなどということはないにこしたことはありませんが、万が一にも不幸にして交通事故にあわれたとき、1日1円の交通共済がいくぶんでもお役に立てばと思つて町民の皆さんに加入をお勧めしています。

〈加入の申し込み〉

9月中にピンク色の申し込み用紙がお手元に届きますので、用紙に記入して掛金とともに区長さんまでお申し込み下さい。

また役場庶務課でも加入申し込みを受け付けています。

〈加入資格〉

町内にお住まいの方、町内に勤務先のある方

〈掛金〉

1人年額三百六十円です。中途から加入される場合は1カ月三十円で、加入された月から次の9月までの月数に三十円を乗じた金額です。

〈出資金〉

今年新しく加入される世帯は、一世帯につき百円の出資金が必要です。2年目以降は不要です。

〈共済期間〉

毎年10月1日から翌年の9月30日までの1年間です。中途加入の場合は加入申込の翌日から、初めて到来9月30日までです。

〈対象となる事故〉

自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、耕運機、汽車、電車、気動車、ケーブルカー、空中ケーブル、リフト、昇降

機、エスカレーター、北九州市管渡船による国内での事故で、道路交通法による道路上で前記の乗用具によって発生したものに對して見舞金を支払います。但し、次の場合は見舞金の支払いはできません。
▽契約者の故意または重大な過失による事故

共 済 見 舞 金 単位万円

等級	災害の程度	入院日数	金額
一等級	死亡		90
二等級	不具廃疾		60
三等級	180日以上の医師の治療を要した傷害	300日以上	16.5
		240日～299日	13.5
		180日～239日	11.0
		150日～179日	9.5
		120日～149日	8.0
		90日～119日	7.0
		60日～89日	5.5
四等級	90日以上180日未満の医師の治療を要した傷害	30日～59日	4.0
		30日未満	3.5
		150日～179日	8.0
		120日～149日	6.0
		90日～119日	5.0
		60日～89日	4.0
五等級	30日以上90日未満の医師の治療を要した傷害	30日～59日	3.5
		30日未満	2.7
		60日～89日	3.5
		30日～59日	2.7
六等級	7日以上30日未満の医師の治療を要した傷害	15日～29日	2.0
		15日未満	2.0
		15日未満	1.4

※ 入院をしない場合は各等級の最低額です。
※ 1、2等級は事故が直接の原因で365日以内に死亡し、又は不具廃疾(労災の2等級相当)になられたとき支払います。

70歳以上の方は町で掛金を負担

昭和52年10月1日現在で満70歳以上の方は、町で掛金と出資金を負担します。町では記入しますので、申し込み用紙には記入を要しません。

- ▽無免許運転(承知の同乗者を含む)による事故
- ▽飲酒運転(承知の同乗者を含む)による事故
- ▽地震その他異常な天災による事故
- ▽自動車教習所や工場内など一般の交通のために開放されていない場所での事故

- 〈見舞金の請求〉
次の書類と印鑑をお持ちのうえ役場庶務課において下さい。
▽交通事故証明
▽医師の診断書
▽交通共済の領収書(黄色の紙)
▽交通事故証明のとれない自転車での転倒等は、役場にある用紙に目撃者2名の証明をつけて提出して下さい。

遠賀町食生活改善実践活動母体

緑黄会が発足

本組織は遠賀保健所食生活改善推進教室修了者が自主的に集り、今後の本町の食生活改善について皆んなで話し合い、その名も緑黄野菜を食卓に積極的にとり入れてもらうという、推進悲願から緑黄会と名づけられ、去る7月4日遠賀町中央公民館において遠賀保健所長、町長、町教育長臨席のもとに盛大に発会式が開催されました。宣言並びにスローガン、役員は次のとおりです。



スローガン
正しい食生活の改善と普及に努力しよう。
乳製品と緑黄野菜を食卓に。
私達は、ボランティア活動の精神に徹し、食生活改善の輪をひろげ、このスローガンの実現につとめよう。

みしめ、新しい仲間をつくり食生活改善実践の輪をひろげることに全力をあげることを誓います。
昭和52年7月4日
遠賀町食生活改善推進会
(緑黄会)

正しい食生活の改善と普及に努力しよう。

宣言
昨今、食生活は美食化される一方急速な社会の発展に伴ってインスタント食品への風調が高まり、家庭の味が忘れられ食事の基本である楽しさ、豊かさ、栄養のバランスがそこなわれつつあります。

健康な町づくりをテーマに私達の家庭と地域から食生活を見直す運動を展開し、健康は食生活の改善から。を合言葉に私達推進員がみんなと手をつなぎ愛情こめて実践し、私達の家庭と町の発展に努めなければならぬと思えます。生活の基本である健康の尊さをか

みんなを取り組もう

「同和の学習」

「同和問題のことは、もうよくわかってる」
「自分は何も差別してないのに、なぜ同和問題について学習する必要があるのでしょうか」
こんなことばを、日常の話し合いや会合などでよく聞きます。

同和問題の学習は、「部落」に対する誤った考えをただすとともに、部落差別が、なお残されているという現実を目をむけ、真に差別のない社会をつくり上げるための学習だといえます。

差別をなくそう

私たちは、民主主義社会をつくりあげていく人間として、みんなの力で人間として尊重され、幸せに生きる権利(基本的人権)が尊重され、それが現実の社会の中でしっかり守られていくために努力する責任があります。

今日、最も人権が侵害され、市民的権利が不完全にしか保障されていない「部落」の問題をぬきにして、民主主義はあり得ないと言われるのもここにあるのです。そのため、部落差別をはじめとして、一切の差別をなくし、本当に民主主義社会に生きるにふさわしい人間となるためには、現実の差別の問題を正しく認識する学習をすることが大切なわけですね。

同和問題のことはよくわかっており、差別もしていないから学習しないのでは、本当に差別を許さない人間になるために、みんなが同和の学習に取り組んでいきましょう。

憲法第九十七条
「基本的人権の由来特質」

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であってこれらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

泣き寝入りせずに

検察審査会へ相談を

皆さんのなかに、詐欺、おどし交通事故などの犯罪の被害にあつた方や、警察や検察庁に訴えた方で、検事がその事件を裁判にかけてくれない。つまり不起訴処分はどうも納得できない。

こんな不満をもっている方は検察審査会に不服申立てができます。犯罪を告訴、告発した方や犯罪によって被害をうけた方は泣き寝入りしないで不服申立てを相談してください。そのほかの方でも検事の不起訴処分に納得できないときは、気軽に検察審査会事務局に相談してください。相談や申立費用は無料で、秘密はかたく守られます。

新しい中国をみよう
中華人民共和国展覧会



会期 9月15日～10月11日
会場 西日本総合展示場

老人検診を
実施します

満65歳以上の老人の方を対象に
心身の健康の保持及び生活の安定
の為に今までは町公民館で年に3
〜4回実施して来ましたが、本年
度より区の公民館を選定し実施す
ることになりました。御利用され
ますよう連絡致します。

▽別府、千代丸、今古賀

10月4日、別府公民館

▽上別府、木守

11月1日、木守公民館

▽浅木、老良

12月6日、浅木公民館

▽虫生津、若葉台、東町、西町

1月(未定)、虫生津公民館

▽遠賀川、新町

2月7日、遠賀町公民館別館

▽旧停、広渡、松ノ本、道管

3月7日、広渡公民館

なお検診時間は各地区とも10時
から14時までです。

第12回遠賀町民体育祭開催
のお知らせ

今年度も恒例の町民体育祭が次
の通り開催されますので、各地区
とも多数参加されます様願ひし
ます。

期日 10月10日(月) 体育の日
会場 遠賀中学校グラウンド

消防119コーナー

身の回りの危険物の

安全な取扱と保管方法

私達の日常生活は、ガス、ベン
ジン、灯油、アルコール、塗料な
ど数多くの危険物に囲まれていま
す。いづれも生活必需品ですが、
慣れからの安易な保管や取扱いは
危険であり、思わぬ災害につなが
ります。

安全な取扱いと保管方法に十分
気をつけてください。
プロパンガス

ボンベに直射日光があたらな
いようにし、転倒防止のためチェ
ーン等で固定する。
配管の継手は、石ケン水をぬつ
てガス洩れを調べましょう。
寝る前や外出時には、必ず元栓
をしめましょう。

燃えない環境を

火事を出さない、自分の家を燃
やさないためには、日頃の燃えな
い工夫と環境づくりが大切です。
燃えない環境をつくるために
▽居間 防炎カーテンを取付け、
壁や天井には防火性のあるもの
を用いましょう。

▽台所 ガスコンロの周囲に鉄板
などを張り、コンロの上の棚は

引火性液体

。密閉した容器に入れて低温の場
所に保管する。

。通気や換気をよくし、火気の近
くでは取扱わない。

。燃焼器具は必ず消火を確めてか
ら給油する。

スプレー式製品
。火気や直射日光を避けた場所に
置く。

。火のそばでは絶対に使用しない
。使用済の容器は、たき火や焼却
炉に捨てない。

。放出バルブが詰まった時は、熱
湯をかけた後、火であぶったり
は絶対にしない。

一メートル以上の間隔をとりま
しょう。

▽浴室 煙突の通る壁の部分には
「めがね石」を入れて過熱を防
ぎましょう。

▽家の周囲の整理 木箱、ダンホ
ールなどを放置して放火の材料
にならないようにしましょう。

救急	火災	遠賀	岡垣	水巻	芦屋	合計
130	0	5	8	9	22	717

☆募集 中

※遠賀町勤労者バレーボール部員

町内在住の勤労者を対象に、バ
レーボール部員を募集していま
す。年令、男女は問いません。
バレーボールが好きな方、やっ
てみようと思っている方は練習
日において下さい。

練習日時 毎週火曜、木曜
午後7時〜9時30分まで

場所 遠賀中学校体育館
部長 毛利義夫 ③0716

※卓球クラブ会員

卓球に興味のある方、やってみ
たいと思っている方は、気軽に
入会下さい。

練習日時 毎週水曜、金曜
午後7時30分〜9時

場所 遠賀町公民館別館
対象 高校生以上
指導 原善治先生
会費 1カ月三百円

申込 練習日に直接おいでにな
るか、教育委員会社会教育課
に電話で申込んで下さい。

電話③1355

※福岡県青年の船、団員と班長

今年度も青年の船の団員と班長
を次のとおり募集しますので、
乗船を希望される方は申込んで
下さい。

▽趣旨 県内の青年を「青年の船
」に乗船させ、中国の実情を

参観し、中国青年との交歓に
より理解と信頼を深め、さら
に研修、団体生活を通して連
帯意識を向揚し、国際的視野
を広め、郷土発展のために努
力する健全な福岡県青年を育
成することをねらいとしてい
ます。

▽応募資格
・団員 昭和52年4月1日現在、
満20歳以上26歳未満(昭和26
年4月2日〜32年4月1日ま
で)に出生の勤労者。男女の別
は問わない)

・班長 昭和52年4月1日現在、
満28歳以上32歳未満の男女。
但し、次にかかげる職業につ
いて経歴を有し、現にその一
つに従事している者。

ア 青年団体または青少年育成
団体の指導者。

イ 市町村の青少年機関で現に
その職に従事している者。

▽募集期間
昭和52年9月1日〜9月30日

▽応募先 教育委員会社会教育課
▽その他詳細については教育委員
会までお問い合わせ下さい。

電話③1355

※東京消防庁消防吏員

詳細は、東京都千代田区大手町
1丁目3番5号、東京消防庁人
事部人事課、電話 03(21
2)2111へお問い合わせ下
さい。

電話③1355

電話③1355

電話③1355

電話③1355

衛生係から

秋の予防接種



予防接種法の改正により、接種・投与の前日から一週間前に印鑑持参のうえ、役場で問診票を受け取り、接種・投与の当日持参下さい。問診票を受領されないと予防接種は受けられません。

- ※生ワク(急性灰白髄炎)
- ▽期日 10月5日(水)
 - ▽時間 受付 13時10分~14時
投与 13時30分~15時
 - ▽場所 遠賀町公民館別館(郵便局横)
 - ▽対象者 3カ月~18カ月児
 - ▽接種方法 生後3カ月~18カ月の間に6週間以上の間隔をおいて2回投与
 - ▽持参品 問診票・母子手帳
 - ※ジフテリア・破傷風(二種混合)
 - ▽期日 10月4日(火)
10月27日(木)
11月25日(金)
12月20日(火)

乳児相談



- ▽持参品 問診票、母子手帳
- ▽接種方法 第1期 4回のうちいづれか3回接種
第2期 4回の内いづれか1回接種
- ▽期日 9月は乳児一斉検診と兼ねて行ないます。
10月は17日(月)です
- ▽時間 10時~11時30分
- ▽対象者 1歳未満児
- ▽場所 役場保健室
- ▽持参品 母子手帳
- ※乳児一斉検診
- ▽期日 9月19日(月)
- ▽時間 受付 13時~14時
検査 13時30分~14時30分

- ▽対象者 1歳未満児
- ▽場所 遠賀町公民館別館(郵便局横)
- ▽持参品 母子手帳
- ▽その他 乳児のことについてよくわかる保護者が同伴して下さい。
- ※胃ガン検診
- ▽期日 10月21日(金)
- ▽時間 9時30分から(10時30分までに受付を済ませして下さい)
- ▽場所 遠賀町中央公民館(役場横)
- ▽費用 二千四百円(内千円を町が補助します)
- ▽定員 百名
- ▽申し込み場所 役場厚生課衛生係
- ▽申し込み期限 9月21日から。
- ▽申し込み 定員になりしだい締切申し込みは印鑑と千四百円を添えて直接窓口まで
- ※狂犬病予防注射
- ▽期日 10月11日(火)
- ▽時間 10時~11時30分

- 13時30分~15時30分 浅木小学校
- 10月14日(金) 10時~11時30分 島門小学校
- 13時30分~15時30分 役場車庫前
- 追加 10月29日(土) 10時~11時30分 役場車庫前
- ▽料金 登録料 六百五十円
注射料 三百円(春に注射を済ませた人は不用)
- ※町指定ゴミ袋の販売について 現在遠賀町ではゴミの無届搬出を防止するため、役場指定のゴミ袋を各区、組長、婦人会、母子会等を通じて販売していますので御利用下さい。各区、組長、婦人会、母子会等で取り扱っていない地区の方は、衛生係で百枚単位、一枚10円で販売致します。
- サイズ 63cm x 70cm 厚さ 0.035mm
- 各区ゴミ袋取扱扱い者
- 島津 母子会 舛添ヤチヨ
- 若松 婦人会 金崎カズエ
- 鬼津 婦人会 今土チヨノ
- 尾崎 区長 田中 嘉明
- 別府 母子会 島田トモエ
- 今古賀 母子会 泉原キミコ
- 松の本 個人 柴田 タカノ
- 遠賀川 区長 田中 啓次
- 新町 区長 永浦 正

旧停区 長 枝沢 恵吉
 広渡 個人 柴田 政子
 道管 個人 山下 幸男
 遠賀団地組 長 中嶋 治夫
 〃 組長 浜田 光典
 木守 婦人会 木村美智子
 浅木 母子会 仲野千代子
 東和苑 組長 仲 強
 虫生津 個人 峯 シェ
 東町 区長 木野 国繁
 西町 区長 石田 茂
 上別府 個人 安藤 商店
 老良 婦人会 田中 早苗

※県下一斉ゴミ不法投棄防止週間
 郷土は私達の宝です。もっと美しい、住みよい町に致しましょう。ゴミの不法投棄の現場を見つけたら注意しましょう。注意を聞かないようだったら、不法投棄者の名前・車のナンバー等を確認して、役場衛生係までお知らせ下さい。

▽期間 9月21日~9月27日

表紙

夏休み最中の8月19日、プール開きがとり行なわれました。ちょっと肌寒いお天気でしたが子供たちの安全を願って神事が行なわれ、遠賀郡消防署の模範水泳がひろうされました。そのあと広渡小学校の児童が待ちに待ったプールの完成に、歓声と水しぶきをあげていました。